

水銀排出施設 ~~設置(使用、変更)~~届出書

該当する項目以外
は見え消し

令和4年10月1日

郡山市環境保全センター所長

住所 郡山市朝日〇丁目△番×号

名称 株式会社 ○○

届出者 職・氏名 代表取締役社長 郡山 太郎

電話番号 024-×××-××××

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、電話番号)

設置：第18条の28第1項
使用：第18条の29第1項
変更：第18条の30第1項

大気汚染防止法 ~~第18条の28第1項(第18条の29第1項、第18条の30第1項)~~の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	(株)○○郡山工場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	郡山市朝日〇丁目 △番×号	※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種別	8. 廃棄物焼却炉	※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※備考	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。		
参考事項			

施行規則別表第3の3に
掲げる項番号及び名称

- 備考 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。
- 5 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

公害防止担当部課 (担当者氏名・連絡先)	所属 ○○課	氏名 ○○○○	電話番号(○○○-○○○○)
-------------------------	--------	---------	------------------

水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号		1号焼却炉	
名称及び型式		○△焼却炉 AB-1	
設置年月日		平成○年△月△日	年 月 日
着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	燃料の燃焼能力 (重油換算 l / h)	200 L/h	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目のいずれかを記載 ・ ただし、石炭ボイラーは、燃料燃焼能力欄の記入は必須 ⇒10万 L/h で排出基準が異なる
	原料の処理能力 (t / h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)	15 m ²	
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	焼却能力 (kg / h)	5000 kg/h	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 水銀排出施設の構造概要図を添付

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

水銀排出施設の使用の方法

記載例

工場又は事業場における施設番号		1号焼却炉				
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	8時～18時 時間/回 回/日 20日/月		時～時 時間/回 回/日 日/月		
	季節変動	通年				
原材料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類	廃プラ、廃油、木屑、汚泥		<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表値や平均値を記載 ・ 幅記載でも差し支えない ・ 事業者において水銀含有量の測定が不可能な場合は、空欄でも差し支えない。(例：梱包された状態での処理が求められる感染性廃棄物) 		
	使用割合	廃プラ：廃油：木屑：汚泥 =3：3：1：3				
	原材料中の水銀等含有割合 (mg/kg)	廃プラ：<0.001～0.23 廃油：0.0005～0.1 木屑：0.01～0.085 汚泥：0.005～1				
	1日の使用量	3000 kg/day				
燃料 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)	種類					
	燃料中の水銀等の含有割合					
	通常の使用量					
	混焼割合					
排出ガス量 (Nm ³ /h)		湿り	最大 44,000	通常 38,000	最大	通常
		乾き	最大 35,000	通常 29,000	最大	通常
排出ガス中の酸素濃度 (%)		5%				
水銀濃度 (µg/Nm ³)	全水銀	1.6 µg/Nm ³		<ul style="list-style-type: none"> ・ 乾きガス中の濃度 (平均的な濃度) ・ 水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度 ・ 設置の届出の時点で実測値が得られない場合は設計値等でも可 		
	ガス状水銀	1.5 µg/Nm ³				
	粒子状水銀	0.1 µg/Nm ³				
参考事項						

- 備考
- 1 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること
 - 2 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
 - 3 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出のために採っている方法等を記載すること。

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号		1号焼却炉バグフィルター		<ul style="list-style-type: none"> 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付 							
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号		1号焼却炉									
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式		バグフィルター〇〇									
設	置	年	月		日	年	月	日			
着	手	予	定		年	月	日	年	月	日	
使	用	開	始		予	定	年	月	日	年	月
処 理 能 力	排出ガス量 (Nm ³ /h)	湿り	最大 44,000 通常 38,000	最大	通常						
		乾き	最大 35,000 通常 29,000	最大	通常						
	排出ガス温度 (°C)	処理前	800 °C								
		処理後	160 °C								
	排出ガス中の酸素濃度 (%)		5 %								
	水銀濃度 (µg / Nm ³)	全水銀	処理前	9.6 µg/Nm ³	<ul style="list-style-type: none"> 施設の構造上の理由などにより測定が不可能な場合においては、「処理前」「捕集効率」の欄は空欄でも可 						
			処理後	1.6 µg/Nm ³							
		ガス状水銀	処理前	9.5 µg/Nm ³							
			処理後	1.5 µg/Nm ³							
		粒子状水銀	処理前	0.1 µg/Nm ³							
処理後			0.1 µg/Nm ³								
捕集効率 (%)	全水銀	91 %	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設で水銀濃度の測定実績がない場合は、「処理後」欄が空欄でもよい ⇒ただし、施行後の定期測定結果を踏まえて、後日記入すること 								
	ガス状水銀	90 %									
	粒子状水銀	95 %									
使 用 状 況	1日の使用時間及び月使用日数等	8時～18時 時間/回 回/日 20日/月									
	季節変動	通年									

- 備考
- 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。
 - 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
 - 3 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
 - 4 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造図及び概要図の添付を省略することができる。

発生源施設等一覧

区分	届出内容	変更前			設置・ 使用 ・変更・廃止			変更後		
		発生源施設等の種類			発生源施設等の種類			発生源施設等の種類		
		項番号	名称	台数	項番号	名称	台数	項番号	名称	台数
福島県生活環境の保全等に関する条例	1 ばい煙指定施設 設置（使用・変更） （第13, 14, 15条） 2 一般粉じん指定施設 設置（使用・変更） （第13, 14, 15条） 3 特定粉じん指定施設 設置（使用・変更） （第13, 14, 15条） 4 排水指定施設 設置（使用・変更） （第30, 31, 32, 43, 44条） 5 揚水設備 設置（使用・変更） （第55, 56, 57条）									
大気汚染防止法	1 ばい煙発生施設 設置・使用・変更 （第6, 7, 8条） 2 揮発性有機化合物排出施設 設置・使用・変更 （第17条の5, 6, 7） 3 一般粉じん発生施設 設置・使用・変更 （第18, 18条の2, 3） 4 特定粉じん発生施設 設置・使用・変更 （第18の6, 7, 8） 5 水銀排出施設 設置・ 使用 ・変更 （第18条の28, 29, 30）				8	廃棄物焼却炉	1	8	廃棄物焼却炉	1
水質汚濁防止法	1 特定施設 （第5条1項に係るもの） 設置・使用・変更 （第5, 6, 7条） 2 有害物質使用特定施設 （第5条2項に係るもの） 設置・使用・変更 （第5, 6, 7条） 3 有害物質使用特定施設 （第5条3項に係るもの） 設置・使用・変更 （第5, 6, 7条） 4 有害物質貯蔵指定施設 設置・使用・変更 （第5, 6, 7条）									

備考 1 届出内容の欄は、該当する番号に○印を付すこと。
 2 設置・使用・変更・廃止の欄は、該当する届出を○で囲み、届出に係る発生源施設等の種類について、関係法令に規定する項番号及び名称を記載すること。なお、届出によって発生源施設の数が変更になる場合は、変更前と変更後の欄にも記載すること。